

契約事務取扱細則第42条に基づく随意契約に係る情報の公表(工事)

物品等又は役務の名称及び数量	経理責任者の氏名、名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名	契約の相手方の住所	随意契約によることとした理由及び会計規程等の根拠条文	予定価格 (円,税込)	契約金額 (円,税込)	契約率 (%)	再就職の役員の数 (人)	備考
病院棟1階廊下5 外調機OAダクト保温材取替工事請負契約	国立循環器病研究センター 理事長 大津 欣也 大阪府吹田市岸部新町6-1	令和6年5月1日	株式会社アサヒファシリテイズ大阪本店	大阪府大阪市中央区北浜2丁目6番26号	契約事務取扱細則第30条第1項第1号の規定による。 (少額随意契約)	-	1,936,000	-	-	
病院棟7F 軟水装置 樹脂交換工事	国立循環器病研究センター 理事長 大津 欣也 大阪府吹田市岸部新町6-1	令和6年5月16日	株式会社アサヒファシリテイズ大阪本店	大阪府大阪市中央区北浜2丁目6番26号	契約事務取扱細則第30条第1項第1号の規定による。 (少額随意契約)	-	1,991,000	-	-	
病院棟1F FU-B-B1-01 HEPAフィルター更新工事	国立循環器病研究センター 理事長 大津 欣也 大阪府吹田市岸部新町6-1	令和6年5月20日	株式会社アサヒファシリテイズ大阪本店	大阪府大阪市中央区北浜2丁目6番26号	契約事務取扱細則第30条第1項第1号の規定による。 (少額随意契約)	-	1,496,000	-	-	
病院棟3F中材室 蒸気配管ルート変更工事	国立循環器病研究センター 理事長 大津 欣也 大阪府吹田市岸部新町6-1	令和6年6月19日	株式会社アサヒファシリテイズ大阪本店	大阪府大阪市中央区北浜2丁目6番26号	契約事務取扱細則第30条第1項第1号の規定による。 (少額随意契約)	-	1,716,000	-	-	
病院棟B2F井水流入メーター交換工事	国立循環器病研究センター 理事長 大津 欣也 大阪府吹田市岸部新町6-1	令和6年8月15日	株式会社アサヒファシリテイズ大阪本店	大阪府大阪市中央区北浜2丁目6番26号	契約事務取扱細則第30条第1項第1号の規定による。 (少額随意契約)	-	1,485,000	-	-	
プリンター温度センサー全数交換工事(2台分)	国立循環器病研究センター 理事長 大津 欣也 大阪府吹田市岸部新町6-1	令和6年8月15日	株式会社アサヒファシリテイズ大阪本店	大阪府大阪市中央区北浜2丁目6番26号	契約事務取扱細則第30条第1項第1号の規定による。 (少額随意契約)	-	1,485,000	-	-	
エントランス棟B1F通信機械室換気扇新設工事	国立循環器病研究センター 理事長 大津 欣也 大阪府吹田市岸部新町6-1	令和6年9月10日	株式会社アサヒファシリテイズ大阪本店	大阪府大阪市中央区北浜2丁目6番26号	契約事務取扱細則第30条第1項第1号の規定による。 (少額随意契約)	-	2,123,000	-	-	
病院棟5階GCU・NICU・PICU天吊型アウトレット ホース撤去工事	国立循環器病研究センター 理事長 大津 欣也 大阪府吹田市岸部新町6-1	令和6年9月30日	エア・ウォーター防災株式会社	大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号	契約事務取扱細則第30条第1項第1号の規定による。 (少額随意契約)	-	1,155,000	-	-	
病院棟B2F 井水流入配管No.1改修工事	国立循環器病研究センター 理事長 大津 欣也 大阪府吹田市岸部新町6-1	令和6年10月22日	株式会社アサヒファシリテイズ大阪本店	大阪府大阪市中央区北浜2丁目6番26号	契約事務取扱細則第30条第1項第1号の規定による。 (少額随意契約)	-	1,595,000	-	-	
病院棟厨房排気脱臭フィルター交換工事	国立循環器病研究センター 理事長 大津 欣也 大阪府吹田市岸部新町6-1	令和6年11月14日	株式会社アサヒファシリテイズ大阪本店	大阪府大阪市中央区北浜2丁目6番26号	契約事務取扱細則第30条第1項第1号の規定による。 (少額随意契約)	-	1,980,000	-	-	
アウトレット増設工事請負契約	国立循環器病研究センター 理事長 大津 欣也 大阪府吹田市岸部新町6-1	令和6年11月27日	エア・ウォーター防災株式会社	大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号	契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計規程第39条第4項による随意契約。	-	9,900,000	-	-	
プリンター5号機ノイズフィルター交換工事	国立循環器病研究センター 理事長 大津 欣也 大阪府吹田市岸部新町6-1	令和6年11月28日	株式会社アサヒファシリテイズ大阪本店	大阪府大阪市中央区北浜2丁目6番26号	契約事務取扱細則第30条第1項第1号の規定による。 (少額随意契約)	-	1,485,000	-	-	